

江戸川区発注工事における 「週休2日制確保工事（土木工事）」実施要領の改定について

令和6年11月1日

東京都建設局の「週休2日制確保工事（土木工事）」実施要領の改定に伴い、江戸川区土木部「週休2日制確保工事（土木工事）」実施要領の一部を下記のとおり改定いたします。

1 主な改定概要

（1）原則、月単位の週休2日制確保工事へ移行

1) 4週6・7・8休の補正係数の廃止

2) 月単位の週休2日推進に向け、補正係数を新設

（2）現場閉所報告書、休日確保状況報告書の改定【別添3】、【別添4】

2 適用日

令和6年11月1日より起工（決定）する案件に適用する

3 その他

別紙2「「週休2日制確保工事（建築工事）」実施要領」（江戸川区土木部）及び別紙3「「週休2日制確保工事」実施要領」（江戸川区都市開発部）に改定はありません。

以上

「週休2日制確保工事（土木工事）」実施要領

別添1 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>3 週休2日の考え方 （追記）週休2日は、土曜日・日曜日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日確保するものであり、その実施に努めなければならない。ただし、受注者の責によらず、土曜日・日曜日に現場作業等を余儀なくされる場合は、受発注者間の協議により、土曜日・日曜日以外の曜日に休日を任意に設定し、現場閉所を行うことで週休2日に取り組むこととする。 （追記・削除） (1) 現場閉所 現場閉所における週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達したする状態をいう。 1) 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において、現場閉所率が、28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。 2) 通期の週休2日とは、対象期間において、現場閉所率が、28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 (2) 交替制 交替制における週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間内における技術者及</p> | <p>3 週休2日の考え方 (1) 現場閉所 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 (2) 交替制 対象期間において、4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間内における技術者及</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>び技能労働者の従事期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は対象期間に含まない。</p> <p>技術者及び技能労働者とは、施工体制台帳上の元請及び下請技術者等が対象となる。</p> <p>施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。</p> <p>4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>1)月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において、休日率が、28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>2)通期の週休2日とは、対象期間において、休日率が、28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(3)降雨、降雪等による予定外の現場閉所日または休日についても、現場閉所または休日日数に含めるものとする。</p> | <p>び技能労働者の従事期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。</p> <p>技術者及び技能労働者とは、施工体制台帳上の元請及び下請技術者等が対象となる。</p> <p>施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。</p> <p>4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>(3)降雨、降雪等による予定外の現場閉所日または休日についても、現場閉所または休日日数に含めるものとする。</p> |
| <p>(削除)</p> <p>4 工期の変更</p> <p>工期の変更理由が以下の～～に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。</p> <p>——契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合</p> <p>——工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合</p> <p>その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合</p> | <p>4 工期の変更</p> <p>工期の変更理由が以下の～～に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。</p> <p>契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合</p> <p>工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合</p> <p>その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合</p> |
| <p>(追記・削除)</p> <p>4 業務の流れ</p> <p>(1) 工事発注時</p> <p>発注者は、当初設計時に月単位の週休2日の達成を前提として4週8休として経費の補正を行い、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が週休2日制確保工事である旨を記載する（別添1,2）。</p> <p>なお、補正係数は、積算基準の記載による。</p> <p>(2) 工事契約時</p> <p>受注者は、週休2日制確保工事である旨を施工計画書に明記する。なお、「交替制」の場合は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況の証明方法についても具体的に明記する。</p> | <p>5 業務の流れ</p> <p>(1) 工事発注時</p> <p>発注者は、当初設計時に4週8休として経費の補正を行い、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が週休2日制確保工事である旨を記載する（別添1,2）。</p> <p>(2) 工事契約時</p> <p>受注者は、週休2日制確保工事である旨を施工計画書に明記する。なお、「交替制」の場合は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況の証明方法についても具体的に明記する。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(3) 工事施工時</p> <p>1) 受注者は、広報板に「週休2日制確保工事」である旨を記載する。(別添2)</p> <p>2) 受注者は、現場閉所を行う時は、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告する。</p> <p>3) 発注者は、受注者の負担とならないよう既存資料や任意様式等により週休2日の取組状況を適宜確認する。受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。</p> <p>(4) 最終変更時</p> <p>現場閉所</p> <p>受注者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」(別添3)を作成し、発注者へ報告する(報告様式は「様式甲第12号」)。</p> <p>発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たないものは、補正係数を通期の週休2日に変更する。その際、4週8休未満であった場合は補正係数を除いた変更とする。現場閉所の実施結果に応じ、別添2のとおり、設計変更を行う。</p> <p>交替制</p> <p>受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」(別添4)を作成し、発注者へ報告する(報告様式は「様式甲第12号」)。</p> <p>休日確保状況報告書の提出時には、技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する。また休日率は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数と対象期間日数から算出する。</p> <p>発注者は、休日確保状況を確認後、月単位の週休2日に満たないものは、補正係数を通期の週休2日に変更する。その際、4週8休未満であった場合は補正係数を除いた変更とする。技術者及び技能労働者の休日率の実施結果に応じ、別添2のとおり、設計変更を行う。</p> | <p>(3) 工事施工時</p> <p>1) 受注者は、広報板に「週休2日制確保工事」である旨を記載する。(別添3)</p> <p>2) 受注者は、現場閉所を行う時は、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告する。</p> <p>(4) 最終変更時</p> <p>現場閉所</p> <p>受注者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」(別添4)を作成し、発注者へ報告する(報告様式は「様式甲第12号」)。</p> <p>発注者は、現場閉所の実施結果に応じ、別添2のとおり、設計変更を行う。</p> <p>交替制</p> <p>受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」(別添5)を作成し、発注者へ報告する(報告様式は「様式甲第12号」)。</p> <p>休日確保状況報告書の提出時には、技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する。また休日率は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数と対象期間日数から算出する。</p> <p>発注者は、技術者及び技能労働者の休日率の実施結果に応じ、別添2のとおり、設計変更を行う。</p> |
| <p>(追記)</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等は行わない。</p> <p>(2) 発注者における現場閉所状況または技術者及び技能労働者の休日率の確認については、各工事単位で行うものとする。</p> | <p>6 留意事項</p> <p>(1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等は行わない。</p> <p>(2) 発注者における現場閉所状況または技術者及び技能労働者の休日率の確認については、各工事単位で行うものとする。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(3) 受注者が週休2日に取り組む場合、月単位の週休2日又は通期の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土曜日・日曜日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。「交替制」の場合は、全ての技術者及び技能労働者が月毎に4週8休以上の休日率が達成できるよう努めるものとする。</p> | |
| <p>6 適用 この要領は、令和6年11月1日以降起工（決定）する案件に適用する。 なお、令和6年9月30日以前に起工された工事については受注者と発注者で協議の上、本要領を適用することができる。</p> | <p>7 適用 この要領は、令和6年4月1日以降起工（決定）する案件に適用する。 なお、令和6年3月31日以前に起工された工事については受注者と発注者で協議の上、本要領を適用することができる。</p> |
| <p>(追記)</p> <p>1 起工書への記載 起工書の「備考欄」に「週休2日制確保工事」または「週休2日制確保工事(交替制)」であることを記載。</p> <p>(追記・削除)</p> <p>2 特記仕様書記載例</p> <p>(1) 本工事は、「週休2日制確保工事」の対象案件である。</p> <p>(2) 実施にあたっては、『江戸川区土木部「週休2日制確保工事(土木工事)」実施要領』に基づき行う。要領は、江戸川区ホームページから入手できる。</p> <p>(3) 受注者は、週休2日制確保工事を希望しない場合、現場着手前に、希望しない理由を付して発注者に報告する。</p> <p>現場閉所の場合</p> <p>(4) 本工事は、現場閉所の月単位の週休2日の達成を前提4週8休として経費を補正している。</p> <p>交替制の場合</p> <p>(4) 本工事は、交替制の月単位の週休2日の達成を前提4週8休として経費を補正している。</p> | <p>1 起工書への記載 起工書の「備考欄」に「週休2日制確保工事」であることを記載。</p> <p>2 特記仕様書記載例</p> <p>(1) 本工事は、「週休2日制確保工事」の対象案件である。</p> <p>(2) 実施にあたっては、『江戸川区土木部「週休2日制確保工事(土木工事)」実施要領』に基づき行う。要領は、江戸川区ホームページから入手できる。</p> <p>(3) 受注者は、週休2日制確保工事を希望しない場合、現場着手前に、希望しない理由を付して発注者に報告する。</p> <p>現場閉所の場合</p> <p>(4) 本工事は、現場閉所の4週8休として経費を補正している。</p> <p>交替制の場合</p> <p>(4) 本工事は、交替制の4週8休として経費を補正している。</p> |
| <p>(削除)</p> <p>週休2日制確保工事(土木工事)における各種補正について</p> <p>現場閉所</p> <p>1 現場閉所の定義</p> <p>現場閉所状況の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 4週8休以上</p> | <p>週休2日制確保工事(土木工事)における各種補正について</p> <p>現場閉所</p> <p>1 現場閉所の定義 現場閉所状況の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 4週8休以上</p> |

| 新 | | | | | 旧 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------|------------------|------------------|--------|---|------------------|------------------|------------------|--------|-----|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|----------------|------|------|------|------|--------|------|------|------|---|--|--|--|--|--|----|------------------|------------------|--------|-----|-----|------|------|------|-------|------|------|------|------|----------------|--------|------|------|------|----|--------|------|------|------|--|
| <p>現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合 （2）4週7休以上4週8休未満 現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の場合 （3）4週6休以上4週7休未満 現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満の場合</p> | | | | | <p>現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合 （2）4週7休以上4週8休未満 現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の場合 （3）4週6休以上4週7休未満 現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満の場合</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 経費の補正 現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%以上）の場合は、現場閉所率に応じて、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を補正し、直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち労務費、機械賃料、市場単価、主本工事標準単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する（補正係数表は3の表のとおり）。 なお、「主本工事標準単価」については、「建設物価（主本コスト情報）」及び「積算資料（主本施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済みの単価（同工種）が物価資料（「建設物価（主本コスト情報）」、「積算資料（主本施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価（有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て）とする。</p> | | | | | <p>2 経費の補正 現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%以上）の場合は、現場閉所率に応じて、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を補正し、直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち労務費、機械賃料、市場単価、土木工事標準単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する（補正係数表は3の表のとおり）。 なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済みの単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価（有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て）とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>3 補正係数表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4週6休以上 4週7休未満</th> <th>4週7休以上 4週8休未満</th> <th colspan="2">4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td colspan="2">1.05</td> </tr> <tr> <td>機械賃料</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td colspan="2">1.04</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>1.02</td> <td>1.03</td> <td colspan="2">1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> <td colspan="2">1.06</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 4週6休以上 4週7休未満 | 4週7休以上 4週8休未満 | 4週8休以上 | | 労務費 | 1.01 | 1.03 | 1.05 | | 機械賃料 | 1.01 | 1.03 | 1.04 | | 共通仮設費率 | 1.02 | 1.03 | 1.04 | | 現場管理費率 | 1.03 | 1.04 | 1.06 | | <p>3 補正係数表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4週6休以上 4週7休未満</th> <th>4週7休以上 4週8休未満</th> <th colspan="2">4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td colspan="2">1.05</td> </tr> <tr> <td>機械賃料</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td colspan="2">1.04</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>1.02</td> <td>1.03</td> <td colspan="2">1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> <td colspan="2">1.06</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 4週6休以上 4週7休未満 | 4週7休以上 4週8休未満 | 4週8休以上 | | 労務費 | 1.01 | 1.03 | 1.05 | | 機械賃料 | 1.01 | 1.03 | 1.04 | | 共通仮設費率 | 1.02 | 1.03 | 1.04 | | 現場管理費率 | 1.03 | 1.04 | 1.06 | |
| | 4週6休以上 4週7休未満 | 4週7休以上 4週8休未満 | 4週8休以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 労務費 | 1.01 | 1.03 | 1.05 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機械賃料 | 1.01 | 1.03 | 1.04 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 共通仮設費率 | 1.02 | 1.03 | 1.04 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現場管理費率 | 1.03 | 1.04 | 1.06 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4週6休以上 4週7休未満 | 4週7休以上 4週8休未満 | 4週8休以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 労務費 | 1.01 | 1.03 | 1.05 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機械賃料 | 1.01 | 1.03 | 1.04 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 共通仮設費率 | 1.02 | 1.03 | 1.04 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現場管理費率 | 1.03 | 1.04 | 1.06 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分</th> <th>4週6休以上 4週7休未満</th> <th>4週7休以上 4週8休未満</th> <th>4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋工</td> <td></td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>ガス圧接工</td> <td></td> <td>1.01</td> <td>1.02</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">インターロッキングブロック工</td> <td>設置</td> <td>1.00</td> <td>1.01</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>撤去</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.05</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 区分 | 4週6休以上 4週7休未満 | 4週7休以上 4週8休未満 | 4週8休以上 | 鉄筋工 | | 1.01 | 1.03 | 1.05 | ガス圧接工 | | 1.01 | 1.02 | 1.04 | インターロッキングブロック工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.02 | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 | <p>市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分</th> <th>4週6休以上 4週7休未満</th> <th>4週7休以上 4週8休未満</th> <th>4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋工</td> <td></td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>ガス圧接工</td> <td></td> <td>1.01</td> <td>1.02</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">インターロッキングブロック工</td> <td>設置</td> <td>1.00</td> <td>1.01</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>撤去</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.05</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 区分 | 4週6休以上 4週7休未満 | 4週7休以上 4週8休未満 | 4週8休以上 | 鉄筋工 | | 1.01 | 1.03 | 1.05 | ガス圧接工 | | 1.01 | 1.02 | 1.04 | インターロッキングブロック工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.02 | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 | | |
| | 区分 | 4週6休以上 4週7休未満 | 4週7休以上 4週8休未満 | 4週8休以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鉄筋工 | | 1.01 | 1.03 | 1.05 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ガス圧接工 | | 1.01 | 1.02 | 1.04 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| インターロッキングブロック工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.02 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 区分 | 4週6休以上 4週7休未満 | 4週7休以上 4週8休未満 | 4週8休以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鉄筋工 | | 1.01 | 1.03 | 1.05 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ガス圧接工 | | 1.01 | 1.02 | 1.04 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| インターロッキングブロック工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.02 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 新 | | | | | 旧 | | | | |
|-------------------------|--------------|------|------|------|-------------------------|--------------|------|------|------|
| 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 | 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 | | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 | 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 | | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.01 | 1.03 | 1.04 | 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 | | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 防護柵設置工（落石防護柵） | | 1.00 | 1.01 | 1.02 | 防護柵設置工（落石防護柵） | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 防護柵設置工（落石防止網） | | 1.01 | 1.02 | 1.03 | 防護柵設置工（落石防止網） | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 | 道路標識設置工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去・移設 | 1.01 | 1.03 | 1.04 | | 撤去・移設 | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.02 | 道路付属物設置工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 | | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 法面工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 | 法面工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 吹付砕工 | | 1.01 | 1.02 | 1.03 | 吹付砕工 | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 鉄筋挿入工（ロックボルト工） | | 1.01 | 1.02 | 1.03 | 鉄筋挿入工（ロックボルト工） | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 道路植栽工 | 植樹 | 1.01 | 1.03 | 1.05 | 道路植栽工 | 植樹 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| | 剪定 | 1.01 | 1.03 | 1.05 | | 剪定 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 公園植栽工 | | 1.01 | 1.03 | 1.05 | 公園植栽工 | | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 | 橋梁用伸縮継手装置設置工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 | | 1.01 | 1.02 | 1.04 | 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 | | 1.01 | 1.02 | 1.04 |
| 橋面防水工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 | 橋面防水工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 薄層カラー舗装工 | | 1.00 | 1.00 | 1.01 | 薄層カラー舗装工 | | 1.00 | 1.00 | 1.01 |
| グレーピング工 | | 1.00 | 1.01 | 1.01 | グレーピング工 | | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| 軟弱地盤処理工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 | 軟弱地盤処理工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| コンクリート表面処理工（ウォータージェット工） | | 1.00 | 1.01 | 1.01 | コンクリート表面処理工（ウォータージェット工） | | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| 硬質塩化ビニル管設置工 | | 1.01 | 1.02 | 1.03 | 硬質塩化ビニル管設置工 | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| サブ付き硬質塩化ビニル管設置工 | | 1.01 | 1.02 | 1.03 | リップ付き硬質塩化ビニル管設置工 | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 砂基礎工 | 大工力施工 | 1.01 | 1.03 | 1.05 | 砂基礎工 | 人力施工 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| | 機械施工 | 1.01 | 1.03 | 1.05 | | 機械施工 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 碎石基礎工 | 大工力施工 | 1.01 | 1.03 | 1.05 | 碎石基礎工 | 人力施工 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| | 機械施工 | 1.01 | 1.03 | 1.05 | | 機械施工 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 組立マンホール設置工 | | 1.01 | 1.03 | 1.05 | 組立マンホール設置工 | | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 小型マンホール工 | | 1.00 | 1.00 | 1.01 | 小型マンホール工 | | 1.00 | 1.00 | 1.01 |
| 取付管およびます設置工 | ます設置工 | 1.00 | 1.01 | 1.01 | 取付管およびます設置工 | ます設置工 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 取付管布設及び支管取付工 | 1.00 | 1.01 | 1.02 | | 取付管布設及び支管取付工 | 1.00 | 1.01 | 1.02 |

注1 現場閉所率が21.4%（4週6休）未満となった場合は、上記の補正を行わない。

注1 現場閉所率が21.4%（4週6休）未満となった場合は、上記の補正を行わない。

新

~~4—その他
—週休2日制確保工事に伴う書類の作成費用は、現場閉所率に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わない。~~

~~—交替制—~~

~~1—休日率の定義~~

~~—休日率の定義は、次のとおりとする。~~

~~(1) 4週8休以上~~

~~休日率が28.5% (8日/28日) 以上の場合~~

~~(2) 4週7休以上4週8休未満~~

~~休日率が25.0% (7日/28日) 以上28.5%未満の場合~~

~~(3) 4週6休以上4週7休未満~~

~~休日率が21.4% (6日/28日) 以上25.0%未満の場合~~

~~2—経費の補正~~

~~—休日確保状況が4週6休以上(休日率21.4%以上)の場合は、休日率に応じて、労務費及び現場管理費、土木工事標準単価を補正する(補正係数表は3の表のとおり)。~~

~~—なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価(土木コスト情報)」及び「積算資料(土木施工単価)」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価(同工種)が物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」)、「積算資料(土木施工単価)」の両方に掲載されている場合は、その平均価格(有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て)とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価(有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て)とする。~~

~~3—補正係数表~~

| | 4週6休以上 4週7休未満 | 4週7休以上 4週8休未満 | 4週8休以上 |
|--------|------------------------------|------------------------------|-------------------|
| 労務費 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 現場管理費率 | 1.01 | 1.02 | 1.03 |

~~—注1 労務費分が明らかとなっていない市場単価等は、補正の対象としない。~~

~~—注2 休日率が21.4%(4週6休)未満となった場合は、上記の補正を行わない。~~

~~4—その他~~

旧

4 その他
週休2日制確保工事に伴う書類の作成費用は、現場閉所率に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わない。

交替制

1 休日率の定義

休日率の定義は、次のとおりとする。

(1) 4週8休以上

休日率が28.5% (8日/28日) 以上の場合

(2) 4週7休以上4週8休未満

休日率が25.0% (7日/28日) 以上28.5%未満の場合

(3) 4週6休以上4週7休未満

休日率が21.4% (6日/28日) 以上25.0%未満の場合

2 経費の補正

休日確保状況が4週6休以上(休日率21.4%以上)の場合は、休日率に応じて、労務費及び現場管理費、土木工事標準単価を補正する(補正係数表は3の表のとおり)。

—なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価(土木コスト情報)」及び「積算資料(土木施工単価)」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価(同工種)が物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」)、「積算資料(土木施工単価)」の両方に掲載されている場合は、その平均価格(有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て)とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価(有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て)とする。

3 補正係数表

| | 4週6休以上 4週7休未満 | 4週7休以上 4週8休未満 | 4週8休以上 |
|--------|------------------|------------------|--------|
| 労務費 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 現場管理費率 | 1.01 | 1.02 | 1.03 |

注1 労務費分が明らかとなっていない市場単価等は、補正の対象としない。

注2 休日率が21.4%(4週6休)未満となった場合は、上記の補正を行わない。

4 その他

新

週休2日制確保工事に伴う書類の作成費用は、休日率に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わない。

例) [現場閉所報告書] 令和〇〇年度 〇〇工事 (工期 令和〇〇年〇月〇日 ~ 令和〇〇年〇月〇日)

別添3

月単位における週休2日の判定

① 月単位における週休2日達成

通期における週休2日の判定

- ① 対象期間内日数 332 日
② 4週8休以上 95 日 = ① x 0.285 (8日/28日) (小数点以下切り上げ)
③ 現場閉所日数(通期) 107 日
② ≦ ③ ④ 通期における週休2日達成

※必ず検算すること。
※入力月が12月を超える場合は、行追加やシート追加等適切に行い、本工事全体での①から③の合計日数を報告すること。

Table with columns for month/year (e.g., 令和〇年4月), day of week (日付), and work status (計画, 実施, 現場閉所). Includes summary rows for '現場閉所/対象期間' and '現場閉所率'.

※1 発注者の責によらず、主日に現場作業等余剰なことになる場合は、発注者間の協議により、主日以外の曜日に休日を設定し、現場閉所を行うことで週休2日に取り替えることもできる。ただし、任意に設定する休日は、土曜日を基準とし、前週の土日以外の曜日とする。

※2 雇上の土曜日・日曜日の閉所は、28.6%に満たない場合は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に4週8休(28.6%)以上を達成しているものとみなす。

※3 対象外期間を除いた雇上の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に4週8休(28.6%)以上を達成しているものとみなす。

旧

週休2日制確保工事に伴う書類の作成費用は、休日率に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わない。

例) [現場閉所報告書] 令和〇〇年度 〇〇工事 (工期 令和〇〇年〇月〇日 ~ 令和〇〇年〇月〇日)

別添4

- ① 対象期間内日数 340 日
② a 4週8休以上 97 日 = ① x 0.285 (8日/28日) (小数点以下切り上げ)
b 4週7休以上 4週8休未満 85 日 = ① x 0.250 (7日/28日) (小数点以下切り上げ)
c 4週6休相当 4週7休未満 73 日 = ① x 0.214 (6日/28日) (小数点以下切り上げ)
③ 現場閉所日数 116 日
②a ≦ ③ ④ 4週8休相当以上

※必ず検算すること。
※入力月が12月を超える場合は、行追加やシート追加等適切に行い、本工事全体での①から③の合計日数を報告すること。

Table with columns for month/year (e.g., 令和3年4月), day of week (日付), and work status (計画, 実施, 現場閉所). Includes summary rows for '現場閉所/対象期間' and '現場閉所率'.

新

【交替制様式】 別添4
 例)【休日確保状況報告書】 令和〇〇年度 〇〇工事 (工期 令和〇〇年〇月〇日 ~ 令和〇〇年〇月〇日)

月単位における週休2日の判定(休日率28.5%以上)

∴ 月単位における週休2日達成

通期における週休2日の判定(休日率28.5%以上)

∴ 通期単位における週休2日達成

【集計】

| 会社名 | 氏名 | 対象期間日数 | 休日日数 | 休日日数の割合 | 通期単位の週休2日 |
|-----------|----|--------|------|---------|-----------|
| A建設 | 〇〇 | 61 | 19 | 31.1% | ○ |
| | □□ | 61 | 19 | 31.1% | ○ |
| | ◇◇ | 61 | 19 | 31.1% | ○ |
| B建設(一次下請) | ●● | 56 | 17 | 30.4% | ○ |
| | ■ | 56 | 17 | 30.4% | ○ |
| | ◆◆ | 56 | 17 | 30.4% | ○ |
| C電設(二次下請) | △△ | 20 | 6 | 30.0% | ○ |
| D工業(二次下請) | ▽▽ | 40 | 12 | 30.0% | ○ |

【令和〇年4月】

| 会社名 | 氏名 | 対象期間日数 | 休日日数 | 休日日数の割合 | 月単位の週休2日 |
|-----------|----|--------|------|---------|----------|
| A建設 | 〇〇 | 30 | 9 | 30.0% | ○ |
| | □□ | 30 | 9 | 30.0% | ○ |
| | ◇◇ | 30 | 9 | 30.0% | ○ |
| B建設(一次下請) | ●● | 25 | 8 | 32.0% | ○ |
| | ■ | 25 | 8 | 32.0% | ○ |
| | ◆◆ | 25 | 8 | 32.0% | ○ |
| C電設(二次下請) | △△ | 20 | 6 | 30.0% | ○ |
| D工業(二次下請) | ▽▽ | 20 | 6 | 30.0% | ○ |

【令和〇年5月】

| 会社名 | 氏名 | 対象期間日数 | 休日日数 | 休日日数の割合 | 月単位の週休2日 |
|-----------|----|--------|------|---------|----------|
| A建設 | 〇〇 | 31 | 10 | 32.3% | ○ |
| | □□ | 31 | 10 | 32.3% | ○ |
| | ◇◇ | 31 | 10 | 32.3% | ○ |
| B建設(一次下請) | ●● | 31 | 9 | 29.0% | ○ |
| | ■ | 31 | 9 | 29.0% | ○ |
| | ◆◆ | 31 | 9 | 29.0% | ○ |
| C電設(二次下請) | △△ | 0 | 0 | | |
| D工業(二次下請) | ▽▽ | 20 | 6 | 30.0% | ○ |

※「会社名」、「氏名」、「対象期間日数」、「休日日数」欄に記入する
 ※対象期間日数について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする
 ※技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する
 ※対象者数、対象期間日数に応じて、行の追加削除を適切に行う
 ※必ず検算する

旧

【休日確保状況報告書】 令和〇〇年度 〇〇工事 (工期 令和〇〇年〇月〇日 ~ 令和〇〇年〇月〇日) 別添5

0.285 a 4週8休以上(休日率28.5%以上) 入力箇所
 0.28 b 4週7休以上 4週8休未満(休日率25.0%以上28.5%未満)
 0.214 c 4週6休相当 4週7休未満(休日率21.4%以上25.0%未満)

∴ 4週7休相当

| 会社名 | 氏名 | 対象期間日数 | 休日日数 | 休日日数の割合 | 平均(休日率) |
|-----------|----|--------|------|---------|---------|
| A建設 | 〇〇 | 100 | 28 | 28.0% | 27.0% |
| | □□ | 100 | 28 | 28.0% | |
| | ◇◇ | 100 | 28 | 28.0% | |
| B建設(一次下請) | ●● | 70 | 19 | 27.1% | |
| | ■ | 70 | 19 | 27.1% | |
| | ◆◆ | 70 | 19 | 27.1% | |
| C電設(二次下請) | △△ | 50 | 13 | 26.0% | |
| | | 50 | 13 | 26.0% | |
| | | 50 | 13 | 26.0% | |

※「会社名」、「氏名」、「対象期間日数」、「休日日数」欄に記入する
 ※対象期間日数について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする
 ※技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する
 ※対象者数に応じて、行の追加削除を適切に行う
 ※必ず検算する

「週休2日制確保工事（土木工事）」 実施要領

令和6年11月

1 目的

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、建設現場において、土日を休日とする「完全週休2日制」の実現に向けた段階的な施策展開を図っていくことが求められている。

本要領は、「完全週休2日制」の実現を目指す取組である「週休2日制確保工事」の実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

2 対象工事

原則、江戸川区土木部の発注する全ての土木工事及び土木設備工事を「現場閉所」の対象とするが、以下の工事は対象外とすることができる。

- (1)単価契約工事
- (2)対象期間が30日未満の工事
- (3)工事内容及び施設の実状等により対応が困難な工事

なお、工事内容及び施設の実情等により「現場閉所」が馴染まない工事については、「交替制」の対象とできる（機械設備工事は「交替制」の対象外）。

3 週休2日の考え方

週休2日は、土曜日・日曜日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。ただし、受注者の責によらず、土曜日・日曜日に現場作業等を余儀なくされる場合は、受発注者間の協議により、土曜日・日曜日以外の曜日に休日を任意に設定し、現場閉所を行うことで週休2日に取り組むこととする。

(1) 現場閉所

現場閉所における週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間は含まない。

4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達した状態をいう。

1) 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において、現場閉所率が、28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

2) 通期の週休2日とは、対象期間において、現場閉所率が、28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 交替制

交替制における週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間内における技術者及び技能労働者の従事期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は対象期間に含まない。

技術者及び技能労働者とは、施工体制台帳上の元請及び下請技術者等が対象となる。

施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

1) 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において、休日率が、28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

2) 通期の週休2日とは、対象期間において、休日率が、28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日または休日についても、現場閉所または休日日数に含めるものとする。

4 業務の流れ

(1) 工事発注時

発注者は、当初設計時に月単位の週休2日の達成を前提として経費の補正を行い、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が週休2日制確保工事である旨を記載する（別添1）。

なお、補正係数は、積算基準の記載による。

(2) 工事契約時

受注者は、週休2日制確保工事である旨を施工計画書に明記する。なお、「交替制」の場合は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況の証明方法についても具体的に明記する。

(3) 工事施工時

1) 受注者は、広報板に「週休2日制確保工事」である旨を記載する。（別添2）

2) 受注者は、現場閉所を行う時は、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告する。

3) 発注者は、受注者の負担とならないよう既存資料や任意様式等により週休2日の取組状況を適宜確認する。受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(4) 最終変更時

現場閉所

受注者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」（別添3）を作成し、発注者へ報告する（報告様式は「様式甲第12号」）。

発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たないものは、補正係数を通期の

週休2日に変更する。その際、4週8休未満であった場合は補正係数を除した変更とする。

交替制

受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」(別添4)を作成し、発注者へ報告する(報告様式は「様式甲第12号」)。

休日確保状況報告書の提出時には、技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する。また休日率は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数と対象期間日数から算出する。

発注者は、休日確保状況を確認後、月単位の週休2日に満たないものは、補正係数を通期の週休2日に変更する。その際、4週8休未満であった場合は補正係数を除した変更とする。

5 留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者における現場閉所状況または技術者及び技能労働者の休日率の確認については、各工事単位で行うものとする。
- (3) 受注者が週休2日に取り組む場合、月単位の週休2日又は通期の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土曜日・日曜日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。「交替制」の場合は、全ての技術者及び技能労働者が月毎に4週8休以上の休日率が達成できるよう努めるものとする。

7 適用

この要領は、令和6年11月1日以降起工(決定)する案件に適用する。

なお、令和6年10月31日以前に起工された工事については受注者と発注者で協議の上、本要領を適用することができる。

江戸川区土木部「週休2日制確保工事（土木工事）」記載例

1 起工書への記載

起工書の「備考欄」に「週休2日制確保工事」または「週休2日制確保工事（交替制）」であることを記載。

2 特記仕様書記載例

- （1）本工事は、「週休2日制確保工事」の対象案件である。
- （2）実施にあたっては、『江戸川区土木部「週休2日制確保工事（土木工事）」実施要領』に基づき行う。要領は、江戸川区ホームページから入手できる。
- （3）受注者は、週休2日制確保工事を希望しない場合、現場着手前に、希望しない理由を付して発注者に報告する。

現場閉所の場合

- （4）本工事は、現場閉所の月単位の週休2日の達成を前提として経費を補正している。

交替制の場合

- （4）本工事は、交替制の月単位の週休2日の達成を前提として経費を補正している。

例) [現場閉所報告書令和 年度 工事 (工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)]

別添3

月単位における週休2日の判定

月単位における週休2日達成

通期における週休2日の判定

対象期間内日数 332 日
 4週8休以上 95 日 = $\times 0.285(8日/28日)$ (小数点以下切り上げ)
 現場閉所日数(通期) 107 日

通期における週休2日達成

必ず検算すること。

入力月が12か月を超える場合は、行追加やシート追加等を適切に行い、
 本工事全体での から の合計日数を報告すること。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--------------------|---------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------|-----------------------|
| 令和〇年4月 | 日付 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 実施要領3における 現場閉所/対象期間 26.7% | | | |
| | 曜日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | | ○ 現場閉所率28.5%未 満だが、層上の土日全 て閉所 | | |
| | 期間種別 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | | | 対象期間日数 30 現場閉所日数 8 | |
| | 計画 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 現場閉所/対象期間 32.3% | | | | |
| | 実施 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | | | | | ○ 現場閉所率28.5%以 上 |
| 日付 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | 31 | | | |
| 曜日 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | | ○ 現場閉所率28.5%以 上 | | | |
| 期間種別 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | | | 対象期間日数 30 現場閉所日数 10 | | |
| 計画 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 現場閉所/対象期間 29.4% | | | | |
| 実施 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | | | | ○ 現場閉所率28.5%以 上 | |
| 日付 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | | | | 31 |
| 曜日 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | | 土 | | | ○ 現場閉所率28.5%以 上 |
| 期間種別 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | | 工 | 対象期間日数 26 現場閉所日数 9 | | |
| 計画 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 現場閉所/対象期間 36.7% | | | | |
| 実施 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | | ○ 現場閉所率28.5%以 上 | | | |
| 日付 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | | | 実施要領3における 現場閉所/対象期間 26.1% | |
| 曜日 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | | | | | ○ 現場閉所率28.5%以 上 |
| 期間種別 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 中 | 中 | 中 | 中 | 中 | 中 | 中 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | | | 対象期間日数 23 現場閉所日数 6 | | |
| 計画 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 現場閉所/対象期間 33.3% | | | | |
| 実施 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | | ○ 現場閉所率28.5%以 上 | | | |
| 日付 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | | | 実施要領3における 現場閉所/対象期間 28.6% | |
| 曜日 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | | | | | ○ 現場閉所率28.5%以 上 |
| 期間種別 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 年 | 年 | | | 対象期間日数 28 現場閉所日数 8 | | |
| 計画 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | | | | | |
| 実施 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 作 | 休 | 休 | 休 | 休 | 休 | | | | | |

1. 受注者の責によらず、土日に現場作業等を余儀なくされる場合は、受発注者間の協議により、土日以外の曜日に休日を任意に設定し、現場閉所を行うことで週休2日に取り組むこともできる。ただし、任意に設定する休日は、土曜日を起算日とし、前週の土日以外の曜日とする。

2. 層上の土曜日・日曜日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

3. 対象外期間を除いた層上の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

[交替制様式]

別添4

例)【休日確保状況報告書】 令和 年度 工事 (工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)

月単位における週休2日の判定 (休日率28.5%以上)

月単位における週休2日達成

通期における週休2日の判定 (休日率28.5%以上)

通期単位における週休2日達成

[集計]

| 会社名 | 氏名 | 対象期間日数 | 休日日数 | 休日日数の割合 | 通期単位の週休2日 |
|-----------|----|--------|------|---------|-----------|
| A建設 | 〇〇 | 61 | 19 | 31.1% | ○ |
| | | 61 | 19 | 31.1% | ○ |
| | | 61 | 19 | 31.1% | ○ |
| B建設(一次下請) | | 56 | 17 | 30.4% | ○ |
| | | 56 | 17 | 30.4% | ○ |
| | | 56 | 17 | 30.4% | ○ |
| C電設(二次下請) | | 20 | 6 | 30.0% | ○ |
| D工業(二次下請) | | 40 | 12 | 30.0% | ○ |

[令和〇年4月]

| 会社名 | 氏名 | 対象期間日数 | 休日日数 | 休日日数の割合 | 月単位の週休2日 |
|-----------|----|--------|------|---------|----------|
| A建設 | 〇〇 | 30 | 9 | 30.0% | ○ |
| | | 30 | 9 | 30.0% | ○ |
| | | 30 | 9 | 30.0% | ○ |
| B建設(一次下請) | | 25 | 8 | 32.0% | ○ |
| | | 25 | 8 | 32.0% | ○ |
| | | 25 | 8 | 32.0% | ○ |
| C電設(二次下請) | | 20 | 6 | 30.0% | ○ |
| D工業(二次下請) | | 20 | 6 | 30.0% | ○ |

[令和〇年5月]

| 会社名 | 氏名 | 対象期間日数 | 休日日数 | 休日日数の割合 | 月単位の週休2日 |
|-----------|----|--------|------|---------|----------|
| A建設 | 〇〇 | 31 | 10 | 32.3% | ○ |
| | | 31 | 10 | 32.3% | ○ |
| | | 31 | 10 | 32.3% | ○ |
| B建設(一次下請) | | 31 | 9 | 29.0% | ○ |
| | | 31 | 9 | 29.0% | ○ |
| | | 31 | 9 | 29.0% | ○ |
| C電設(二次下請) | | 0 | 0 | | |
| D工業(二次下請) | | 20 | 6 | 30.0% | ○ |

「会社名」、「氏名」、「対象期間日数」、「休日日数」欄に記入する

対象期間日数について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする

技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する

対象者数、対象期間日数に応じて、行の追加削除を適切に行う

必ず検算する

「週休2日制確保工事（建築工事）」 実施要領

令和6年4月



江戸川区土木部

1 目的

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、建設現場において、土日を休日とする「完全週休2日制」の実現に向けた段階的な施策展開を図っていくことが求められている。

本要領は、「完全週休2日制」の実現を目指す取組である「週休2日制確保工事」の労務費補正等の必要な事項を定めたものである。

2 対象工事

「週休2日制確保工事（建築工事）」は、「週休2日促進工事」及び「週休2日交替制工事」とし、運用方法等は次項以降による。

原則、江戸川区土木部の発注する全ての建築工事及び建築設備工事を「週休2日促進工事」の対象とするが、以下の工事は対象外とすることができる。

- (1) 単価契約工事
- (2) 対象期間が30日未満の工事
- (3) 工事内容及び施設の実状等により対応が困難な工事

また、工事内容及び施設の実情等により「週休2日促進工事」が馴染まない工事については、「週休2日交替制工事」の対象とする。なお、「週休2日交替制工事」の適用に当たっては、事前に発注主管課と協議すること。

3 「週休2日促進工事」の運用方法等

(1) 用語の定義

ア 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

イ 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている期間及び受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

ウ 週休日

現場閉所または現場休息を行う日をいう。

エ 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場及び現場事務所での作業が無く、1日を通して現場が閉所された状態をいう。

オ 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場及び現場事務所での作業が1日を通して無い状態をいう。

カ 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息

の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

(2) 週休日の設定

原則として「東京都の休日に関する条例」第1条第1項に規定する休日に現場閉所を行うことで週休2日に取り組むこととする。ただし、工事着手時に、受発注者間の協議により、土日以外の曜日に週休日を任意に設定し、現場閉所（現場休息）を行うことで週休2日に取り組むこともできる。

週休日以外の日に現場閉所（現場休息）が必要となった場合、週休日に振り替えて、現場作業を行うことが出来るものとする。また、受発注者間の協議により週休日に現場作業をする場合は、週休日以外の日に振り替えて現場閉所（現場休息）を行うこととする。

(3) 積算方法等

ア 補正方法

以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価と、市場単価及び建設資材定期刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価）（以下「市場単価等」という。）の労務費）を補正する。

(ア) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数 1.05 を乗じて補正する。

(イ) 市場単価等

市場単価等は、表1から表3の補正率を乗じ、単価を補正する。なお、新築、改築及び全館無人改修の場合は新営補正率、執務並行改修の場合は執務並行改修補正率を用いて補正すること。

イ 積算及び変更方法

4週8休以上を前提に、アにより労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、契約金額のうち労務費補正分を減額変更する。

(4) 入札条件等

対象工事である旨等の明示は、起工書、案件公表時及び特記仕様書に記載する（別添1）。

(5) 現場閉所（現場休息）の確認方法等

ア 工事着手前

(ア) 監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

(イ) 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などを対象外とする期間を、受注者との協議により決定する。

(ウ) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。う現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

イ 工事着手後

(ア) 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受発注者間で調整を行う。

(イ) 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、

定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

(ウ) 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の実施状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督員に提出する。

(6) 留意事項

ア 現場閉所（現場休息）の実施状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

イ 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するよう指示等を行わないように配慮する。

ウ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間や概成工期を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。また、受注者は、他業種への工期のしわ寄せが生じないように、概成工期を考慮したうえで実施工程表を作成すること。

エ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

オ 監督員は、統括安全衛生責任者等を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者等を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

カ 週休2日促進工事の見える化として、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い、現場事務所の入り口、作業員詰所等に明示する。

キ 全体工期のしわ寄せがないよう、関連工事の適正な施工期間を確保するなど、適正な工期を設定する。

ク 工期や契約金額等について、下請へのしわ寄せが生じることのないよう、下請契約の見積りに当たっては、見積り条件に「本工事は、労務費の補正を行う「週休2日促進工事」である」旨が明記してあることを、施工体制台帳等（下請との契約書の写し、下請契約の見積書等）により監督員が確認する。

4 「週休2日交替制工事」の運用方法等

(1) 用語の定義

ア 週休2日

対象期間において、技術者及び技能労働者が4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

イ 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日までの期間をいう。

ウ 従事期間

技術者及び技能労働者が、現場に最初に従事した日から、最後に従事した日までをいう。なお、期間内に現場に従事しない期間がある場合は、その期間は従事期間に含まないものとするほか、受発注者間の協議により、従事期間について適宜設定することができる。

エ 4週8休以上

従事期間に対する技術者及び技能労働者の休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

オ 交替制

対象期間において、週休2日を交替で行ったと認められる状態をいう。

カ 技術者及び技能労働者

施工体制台帳上の元請及び下請技術者等のことをいう。

(2) 積算方法等

ア 補正方法

対象期間において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価と、市場単価及び建設資材定期刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価）（以下「市場単価等」という。）の労務費）を補正する。

(ア) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数1.05を乗じて補正する。

(イ) 市場単価等

市場単価等は、表1から表3の補正率を乗じ、単価を補正する。なお、新築、改築及び全館無人改修の場合は新営補正率、執務並行改修の場合は執務並行改修補正率を用いて補正すること。

イ 積算及び変更方法

4週8休以上を前提に、アにより労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。交替制の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、工事請負契約書第23条の規定に基づき契約金額のうち労務費補正分を減額変更する。

(3) 入札条件等

対象工事である旨等の明示は、起工書、案件公表時及び特記仕様書に記載する（別添1）。

(4) 交替制の確認方法

ア 受注者は技術者及び技能労働者の休日を確保するための具体的な施工体制の内容や休日確保状況の確認方法等を監督員に提示する。

イ 受注者は工事の進捗に合わせ適宜、アで定めた技術者及び技能労働者の休日確保状況及び休日率を監督員に報告する。

(5) 留意事項

ア 交替制の実施状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用を努める。

イ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

ウ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間や概成工期を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。また、受注者は、他業種への工期のしわ寄せが生じないように、概成工期を考慮したうえで実施工程表を作成すること。

エ 監督員は、統括安全衛生責任者等を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者等を選任している受注者が不在となる場合

の体制について必要な調整を行う。

オ 週休2日交替制工事の見える化として、施設管理者の承諾を前提に週休2日交替制工事である旨を仮囲い、現場事務所の入り口、作業員詰所等に明示する。

カ 全体工期のしわ寄せがないよう、関連工事の適正な施工期間を確保するなど、適正な工期を設定する。

キ 工期や契約金額等について、下請へのしわ寄せが生じることのないよう、下請契約の見積りに当たっては、見積り条件に「本工事は、労務費の補正を行う「週休2日交替制工事」である」旨が明記してあることを、施工体制台帳等（下請との契約書の写し、下請契約の見積書等）により監督員が確認する。

5 適用

この要領は、令和6年4月1日以降起工（決定）する案件に適用する。

なお、令和6年3月31日以前に起工された工事については受注者と発注者で協議の上、本要領を適用することができる。

表1 市場単価等の補正率（建築工事）

| 工種 | 新営補正率 | 執行並行改修補正率 |
|----------------|-------|-----------|
| 仮設工事 | 1.03 | 1.03 |
| 土工事 | 1.03 | 1.03 |
| 地業工事 | 1.03 | 1.03 |
| 鉄筋工事 | 1.04 | 1.04 |
| コンクリート工事 | 1.04 | 1.04 |
| 型枠工事 | 1.03 | 1.03 |
| 鉄骨工事 | 1.04 | 1.04 |
| 既製コンクリート | 1.03 | 1.03 |
| 防水工事 | 1.02 | 1.09 |
| 防水工事（シーリング） | 1.04 | 1.17 |
| 石工事 | 1.02 | 1.02 |
| タイル工事 | 1.03 | 1.03 |
| 木工事 | 1.02 | 1.02 |
| 屋根及びとい | 1.02 | 1.02 |
| 金属工事 | 1.02 | 1.11 |
| 左官工事（仕上塗材仕上） | 1.04 | 1.04 |
| 左官工事（仕上塗材仕上以外） | 1.04 | 1.18 |
| 建具（ガラス） | 1.02 | 1.12 |
| 建具（シーリング） | 1.04 | 1.19 |
| 塗装工事 | 1.04 | 1.18 |
| 内外装工事 | 1.03 | 1.15 |
| 内外装工事（ビニル系床材） | 1.02 | 1.10 |
| ユニットその他 | 1.01 | 1.01 |
| 排水工事 | 1.03 | 1.03 |
| 舗装工事 | 1.02 | 1.02 |
| 植栽及び屋上緑化 | 1.03 | 1.03 |
| 解体工事 | 1.03 | 1.03 |
| 解体工事（内装材） | 1.05 | 1.05 |
| 撤去工事 | 1.05 | 1.05 |

表2 市場単価等の補正率（電気設備工事）

| 工種 | 摘要 | 新営補正率 | 執務並行改修補正率 |
|------------|------------------------|-------|-----------|
| 配管工事 | 電線管、2種金属線び及び同ボックス | 1.04 | 1.22 |
| | ケーブルラック | 1.03 | 1.17 |
| | 位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング | 1.03 | 1.21 |
| | プルボックス | 1.02 | 1.15 |
| | プルボックス用接地端子 | 1.00 | 1.00 |
| | 防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床) | 1.03 | 1.16 |
| | 防火区画貫通処理 金属管・丸型用 | 1.01 | 1.06 |
| 配線工事 | 600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル | 1.03 | 1.20 |
| 電動機その他接続工事 | 金属可とう電線管 | 1.03 | 1.17 |
| 接地極工事 | 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製） | 1.03 | 1.03 |

表3 市場単価等の補正率（機械設備工事）

| 工種 | 摘要 | 新営補正率 | 執務並行改修補正率 |
|--------|--------------------------|-------|-----------|
| 保温工事 | 配管用 | 1.03 | 1.18 |
| | ダクト用及び消音内貼 | 1.03 | 1.18 |
| ダクト工事 | 低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類 | 1.03 | 1.18 |
| ダクト付属品 | 既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ | 1.04 | 1.25 |
| 衛生器具 | 取付手間のみ | 1.04 | 1.25 |

江戸川区土木部「週休2日制確保工事（建築工事）」記載例

1 起工書への記載

起工書の「備考欄」に「週休2日制確保工事」であることを記載。

2 特記仕様書記載例

※週休2日促進工事の場合

- (1) 本工事は、「週休2日促進工事」、であり、4週8休以上を前提として労務費を補正している。
- (2) 実施にあたっては、『江戸川区土木部「週休2日制確保工事（建築工事）」実施要領』に基づき行う。要領は、江戸川区ホームページから入手できる。
- (3) 受注者は、週休2日促進工事を希望しない場合、現場着手前に、希望しない理由を付して発注者に報告する。

※週休2日交替制工事の場合

- (1) 本工事は、「週休2日交替制工事」であり、4週8休以上を前提として労務費を補正している。
- (2) 実施にあたっては、『江戸川区土木部「週休2日制確保工事（建築工事）」実施要領』に基づき行う。要領は、江戸川区ホームページから入手できる。
- (3) 受注者は、週休2日交替制工事を希望しない場合、現場着手前に、希望しない理由を付して発注者に報告する。

「週休 2 日制確保工事」実施要領

令和 6 年 4 月

 江戸川区都市開発部

1. 目的

本実施要領は、江戸川区都市開発部の発注する工事において、発注者が週休2日に取り組むことを指定する「週休2日制確保工事」の労務費補正等の必要な事項を定め、週休2日を確保することを目的とする。

2. 週休2日制確保工事の考え方

(1) 週休2日制確保工事の方式

週休日指定方式

原則として「江戸川区の休日定める条例」第1条第1項に規定する休日に現場閉所を行うことで週休2日に取り組む方式。

週休日任意方式

工事着手時に、受発注者間の協議により、土日以外の曜日に週休日を任意に設定し、現場閉所、または現場休息を行うことで週休2日に取り組む方式。

交替制方式

対象期間内の各従事期間において、受注者が技術者及び技能労働者と協議のうえ、休日を任意に設定し、週休2日を交替で取り組む方式。

週休日の振り替え（上記～に適用）

週休日以外の日に現場閉所、現場休息または休日等が必要となった場合、週休日に振り替えて、現場作業を行うことが出来るものとする。また、監督員との協議により週休日に現場作業をする場合は、週休日以外の日に振り替えて現場閉所、現場休息または、休日等とすること。

(2) 4週8休以上

週休日指定方式および週休日任意方式

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算出において、現場閉所の日数には現場休息の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

交替制方式

対象期間内における従事期間に対する技術者及び技能労働者の休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日の日数に含めるものとする。

(3) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日までの期間をいう。なお、週休日指定方式や週休日任意方式においては、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている期間、及び、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(4) 交替制方式における従事期間

技術者及び技能労働者が、現場に最初に従事した日から、最後に従事した日までをいう。
期間内に現場に従事しない期間がある場合は、その期間は従事期間に含まないものとする。
なお、この従事期間は協議により適宜設定することができることとする。

(5) 週休日

週休日指定方式や週休日任意方式においては、現場閉所、現場休息を行う日をいい、交替制方式においては、休日とされた日をいう。

(6) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場及び現場事務所での作業が無く、1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(7) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場及び現場事務所での作業が1日を通して無い状態をいう。

(8) 技術者及び技能労働者

施工体制台帳上の元請及び下請の技術者や作業員等のことをいう。

3. 対象工事

(1) 週休日指定方式および週休日任意方式

本実施要領は江戸川区都市開発部の発注する全ての営繕工事に適用する。ただし、以下の工事は対象外とすることができる。

単価契約工事

対象期間が30日未満の工事

(2) 交替制方式

工事内容及び施設の実情等により「週休日指定方式」や「週休日任意方式」が馴染まず、対応が困難な工事に適用する。ただし、工事対象期間において休日を含む従事期間が連続して30日未満の技術者及び技能労働者は対象外とする。

また、令和6年3月31日以前に起工された工事で、工事特記仕様書に指示が無い場合において、「週休2日制確保工事 交替制方式」を希望する場合は、監督員と協議のうえで本実施要領を適用すること。この場合、本実施要領「2.用語の定義 (3)対象期間」における「工事着手日」は「本実施要領を適用した日」と読み替えること。

4．積算方法等

(1) 補正方法

以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価と、市場単価及び建設資材定期刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価）（以下「市場単価等」という。）の労務費）を補正している。

複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数 1.05 を乗じて補正している。

市場単価等

市場単価等は、表 1 から表 3 の補正率を乗じ、単価を補正している。

(2) 積算及び変更方法

4 週 8 休以上を前提に、(1)により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成している。

週休 2 日制確保工事の達成状況を確認し、4 週 8 休に満たない場合、工事請負契約書第 17 条の規定に基づき契約金額のうち労務費補正分を減額変更する。また、本実施要領適用以前に起工された工事において、監督員と協議のうえで「週休 2 日制確保工事 交替制方式」に取組む場合は、本実施要領を適用した日を基準とした残工事に対して、(1)により労務費を補正して増額変更する。

工事特記仕様書に指示が無い場合において、工事中に週休日指定方式や週休日任意方式の継続が困難な事が予見され、交替制方式への変更を希望する場合は、その旨を区監督員に速やかに報告し、必要な書類を提出した上で協議を実施すること。

5．入札条件等

対象工事である旨等の明示は、工事特記仕様書に記載する。

6．週休日指定方式および週休日任意方式の確認方法等

(1) 工事着手前

現場閉所または現場休息の予定日を記載した「現場閉所（現場休息）の予定日が記載された実施工程表」（以下、「実施工程表」という。）等を監督員へ提出し、週休 2 日が確保されていることの確認を受けること。

「対象期間」及び「対象期間外」の期間設定は監督員との協議により決定すること。

分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所または現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を提出し、確認を受けること。

(2) 工事着手後

「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所または現場休息の日数の確認を受け

ること。

工事工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を修正し監督員へ提出し、確認を受けること。なお、分離発注工事の場合の「実施工程表」の修正に当たっても、受注者間で調整を行うこと。

また、工事完了日確定後は速やかに、現場閉所（現場休息）が確認できる「実施工程表」等を提出し、確認を受けること。

7．交替制方式の確認方法等

(1) 工事着手前

休日の予定日を記載した「休日確保計画書」等を監督員へ提出し、休日が確保されていることの確認を受けること。

分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう日程を調整したうえで「休日確保計画書」を作成すること。

(2) 工事着手後

「休日確保計画書」等により、定期的に従事期間内の休日の日数の確認を受けること。

工事工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「休日確保計画書」等を修正し監督員へ提出し、確認を受けること。なお、分離発注工事の場合の「休日確保計画書」の修正に当たっても、受注者間で調整を行うこと。

また、工事完了日確定後は速やかに、休日確保状況結果が確認できる「休日確保計状況報告書」等を提出し、確認を受けること。

8．留意事項

- (1) 週休2日制確保工事の実施状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努めること。
- (2) 休日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮すること。
- (3) 一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間や概成工期を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施すること。また、他業種への工期のしわ寄せが生じないように、概成工期を考慮したうえで工程表を作成すること。
- (4) 工事一時中止を行う場合など、「対象期間外」を変更する必要がある場合は、その都度、監督員と協議すること。
- (5) 統括安全衛生責任者を選任している場合は、その者が「実施工程表」や「休日確保計画書」を管理し、必要な調整を行うこと。また、上記責任者が休日の際の代理人も立てておくこと。
- (6) 週休2日制確保工事の見える化として、施設管理者の承諾を前提に「週休2日制確保工事」である旨を仮囲い、現場事務所の入り口、作業員詰所等に明示すること。
- (7) 全体工期のしわ寄せがないよう、関連工事の適正な施工期間を確保するなど、適正な工期を設定すること。

- (8) 工期や契約金額等について、下請へのしわ寄せが生じることのないよう、「本工事は、労務費の補正を行う「週休2日制確保工事」である」旨が明記してあることを、施工体制台帳等（下請業者への発注書、下請負業者からの請負書、及び、基本契約書または契約約款契約等）で監督員に確認を受けること。
- (9) 本実施要領に定めのない事項に関しては、受発注者間で協議のうえ決定すること。

9. 適用

本実施要領は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用する。

表1 市場単価等の補正率（建築工事）

| 工 種 | 新営補正率 |
|----------------|-------|
| 仮設工事 | 1.03 |
| 土工事 | 1.03 |
| 地業工事 | 1.03 |
| 鉄筋工事 | 1.04 |
| コンクリート工事 | 1.04 |
| 型枠工事 | 1.03 |
| 鉄骨工事 | 1.04 |
| 既製コンクリート | 1.03 |
| 防水工事 | 1.02 |
| 防水工事（シーリング） | 1.04 |
| 石工事 | 1.02 |
| タイル工事 | 1.03 |
| 木工事 | 1.02 |
| 屋根及びとい | 1.02 |
| 金属工事 | 1.02 |
| 左官工事（仕上塗材仕上） | 1.04 |
| 左官工事（仕上塗材仕上以外） | 1.04 |
| 建具（ガラス） | 1.02 |
| 建具（シーリング） | 1.04 |
| 塗装工事 | 1.04 |
| 内外装工事 | 1.03 |
| 内外装工事（ビニル系床材） | 1.02 |
| ユニットその他 | 1.01 |
| 排水工事 | 1.03 |
| 舗装工事 | 1.02 |
| 植栽及び屋上緑化 | 1.03 |
| 解体工事 | 1.03 |
| 解体工事（内装材） | 1.05 |
| 撤去工事 | 1.05 |

表 2 市場単価等の補正率（電気設備工事）

| 工 種 | 摘 要 | 新宮補正率 |
|------------|-------------------------|-------|
| 配管工事 | 電線管、2 種金属線び及び同ボックス | 1.04 |
| | ケーブルラック | 1.03 |
| | 位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング | 1.03 |
| | プルボックス | 1.02 |
| | プルボックス用接地端子 | 1.00 |
| | 防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床） | 1.03 |
| | 防火区画貫通処理 金属管・丸型用 | 1.01 |
| 配線工事 | 600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル | 1.03 |
| 電動機その他接続工事 | 金属可とう電線管 | 1.03 |
| 接地極工事 | 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製） | 1.03 |

表 3 市場単価等の補正率（機械設備工事）

| 工 種 | 摘 要 | 新宮補正率 |
|--------|--------------------------|-------|
| 保温工事 | 配管用 | 1.03 |
| | ダクト用及び消音内貼 | 1.03 |
| ダクト工事 | 低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類 | 1.03 |
| ダクト付属品 | 既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ | 1.04 |
| 衛生器具 | 取付手間のみ | 1.04 |